

政策名	小山町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例案
政策の趣旨	小山町では、子育て世代を主軸とした中堅所得者向けの地域優良賃貸住宅を落合地区に令和2年7月完成、8月入居開始を目指し、建設中であります。この地域優良賃貸住宅の設置及び管理運営について必要な事項を定めるため、「小山町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例」の策定を進めています。
意見の提出期間	令和2年 1月10日(金) から 令和2年 1月31日(金) まで
意見提出できる方	ア 町内に住所を有する方 イ 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他団体 ウ 町内に存する事務所又は事業所に勤務する方 エ 町内の学校に在学する方 オ 町に対して納税義務を有する方 カ その他パブリックコメント制度の対象となる案件について利害関係を有する方(関係を様式に記載してください)
意見の提出方法	1 担当部署への持参、郵送、ファクシミリ、電子メールまたは小山町ホームページからのいずれかの方法で日本語で意見書(別紙様式第2号の2)を提出してください。 2 町が案として掲示した資料の何ページのどの部分なのかを明確にしてください。(具体的に示されていない場合、町の見解を示すことができません。) 3 郵送の場合は、提出期間最終日の消印まで有効とさせていただきます。 4 いただいた意見の内容について照会する場合がありますので、意見書には必ず氏名、住所及び連絡先(電話番号等)を明記してください。匿名での意見は受け付けることができません。 5 意見の公開に際しては、個人情報にかかわる部分は公表しません。 6 電話での受付は対応しかねますのであらかじめ御了承ください。
意見の提出先	1 持参又は郵送の場合 〒410-1395 静岡県駿東郡小山町藤曲 57 番地の 2 小山町 未来創造部 おやまで暮らそう課 定住促進班 あて 2 ファクシミリの場合 0550-76-2795 3 電子メールの場合 kuraso@fuji-oyama.jp 4 小山町ホームページの場合 www.fuji-oyama.jp
担当部署 (問い合わせ先)	小山町 未来創造部 おやまで暮らそう課 定住促進班 電話 0550-76-6137
添付ファイル	・小山町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例について<PDF 73KB>
備考	いただいた意見(類似する意見はまとめたうえで)に対する町の考え方は、町のホームページ等でお示しします。 なお、意見を提出された方への郵送等による個別の回答はいたしませんので御了承ください。

記載例

提出年月日：令和 年 月 日

政策名 小山町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例 (案)

1 パブリックコメント提出者の対象区分 ※必ず該当する箇所に○印を付けてください。

- ア 町内に住所を有する者
イ 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他団体
ウ 町内に存する事務所又は事業所に勤務する者
エ 町内の学校に在学する者
オ 町に対して納税義務を有するもの
カ その他パブリックコメント制度の対象となる案件について利害関係を有するもの
関係を記載してください。( )

2 提出者 ※必ず記載してください。

住所(又は所在) 静岡県駿東郡小山町藤曲〇〇-〇〇
氏名(又は団体・法人名) 小山 太郎
電話番号・FAX TEL 0550(76)xxxx FAX 0550(76)xxxx
連絡先 メールアドレス

3 意見の内容

意見対象資料 小山町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例(案)
ページ 1 ページ 行 5 行目 から 6 行目

(内容) ※複数の意見がある方は、資料の何ページの何行目(どの部分)であるのか具体的に記載してください。

「○○○○」となっているが、本当は「××××」ではないのか?

[Blank comment box]

10ページ 13行目から14行目の「×××」の意味がわからない。

[Blank comment box]

[Blank comment box]

[Blank comment box]

◎郵送の場合:〒410-1395 静岡県駿東郡小山町藤曲57番地の2 小山町未来創造部おやまで暮らそう課 定住促進班 あて

◎ファクシミリの場合: 0550-76-2795

◎電子メールの場合: kuraso@fuji-oyama.jp

◎ホームページの場合: www.fuji-oyama.jp

◎持参する場合: 小山町役場本庁舎2階、おやまで暮らそう課窓口へ 平日8:30~17:15の間にお持ちください。

